

令和2年6月1日

教職員 各位

学校法人関西金光学園

理事長 湯川彌壽善

ハラスメントの防止等について

- 1 職場におけるハラスメントは、教職員の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、教職員の能力の有効な発揮を妨げ、また、本学園にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

性別役割分業意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがあり、また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動（不妊治療に対する否定的な言動を含みます。）は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景になることがあります。このような言動を行わないよう注意してください。また、パワーハラスメントの発生の原因や背景には、教職員同士のコミュニケーションの希薄化などの職場環境の問題があると考えられますので、職場環境の改善に努めてください。

- 2 本学園は、下記のハラスメント行為を禁止します。また、本学園の教職員以外の者に対しても、これに類する行為を行わないようにしてください（なお、以下のパワーハラスメントについては、優越的な関係を背景として行われた言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、教職員の就業環境が害されるものであり、これらの要素を全て満たすものであることが前提です。）。

<セクシュアルハラスメント>

- ① 性的な冗談、からかい、質問
- ② わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ③ 性的な噂の流布
- ④ 身体への不必要な接触
- ⑤ 性的な言動により教職員の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑥ 交際、性的な関係の強要
- ⑦ 性的な言動に対して拒否等を行った部下等教職員に対する不利益取扱い
- ⑧ その他、他人に不快感を与える性的な言動

<妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント>

- ① 部下又は同僚の教職員による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動

- ② 部下又は同僚の教職員が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ③ 部下又は同僚の教職員が妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等
- ④ 部下の教職員による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為
- ⑤ 部下の女性教職員が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する行為

＜パワーハラスメント＞

- ① 暴行・傷害等、身体的な攻撃
- ② 脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言等、精神的な攻撃
- ③ 隔離・仲間外し・無視等、人間関係からの切り離し
- ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること

- 3 この方針の対象は、専任教職員、準専任教職員、期限付常勤教職員、非常勤教職員、派遣スタッフ等本学園において働いているすべての教職員です。

セクシュアルハラスメントについては、上司、同僚、学生生徒等、学生生徒等の保護者等、本学園外の労働者等が行為者になり得るものであり、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシュアルハラスメントに該当します。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについては、妊娠・出産等をした女性教職員及び育児休業等の制度を利用する男女教職員の上司及び同僚が行為者となり得ます。

相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

- 4 教職員がハラスメントを行った場合、就業規則の懲戒規定に照らし、懲戒処分の対象となる場合があります。

5 相談窓口

職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む。）窓口は、各学校で定められています。実際にハラスメントが起こっている場合だけでなく、その可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合、ハラスメントに当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので、安心してご相談ください。

- 6 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはい行いません。
- 7 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します（セクシュアルハラスメントについては、行為者が、本学園外の事業所の労働者等である場合には、必要に応じて、本学園外の当該事業所等に対し、事実関係の確認や再発防止へ向けた措置への協力を求めることを含みます。）。

- 8 本学園には、妊娠・出産、育児や介護を行う教職員が利用できる様々な制度があります。派遣スタッフの方については、派遣元企業においても利用できる制度が整備されています。

制度や措置を利用する場合には、必要に応じて業務配分の見直しなどを行うことにより、職場にも何らかの影響を与えることがあります。円滑な制度の利用のためにも、早めに上司や担当部署に相談してください。また、気持ちよく制度を利用するためにも、利用者は日頃から業務に関わる方々とのコミュニケーションを図ることを大切にしてください。

以上